

地区計画区域内行為の届出（都市計画法第58条の2）の手引き

地区計画の地区整備計画区域内で次に掲げる行為を行おうとする方は、前もって届出を行う必要があります。

- (1) 土地の区画形質の変更（都市計画法第29条第1項の許可を要する行為は、届出不要。）
- (2) 建築物の建築（次に掲げるものに限る。）
 - ・ 湘南国際村地区内での建築行為
 - ・ 樹林地及び草地を含む敷地での建築物の建築
 - ・ 建築計画に地区計画条例に規定されていない地区整備計画の事項に関する行為が含まれている建築
- (3) 工作物の建設（建築物に附属しない工作物に限る。）
- (4) 建築物の意匠等の変更（建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限が定められている地区内の行為に限る。）
- (5) 木竹の伐採（樹林地、草地等の保全に関する事項が定められている地区内での行為に限る。）

1 届出の期限

行為に着手する日の30日前

2 必要書類

届出に必要な書類は、次のとおりです。1部 都市計画課へご提出ください。

添付図書の内容は、地区整備計画に適合していることを証するものとしてください。

	項目	備考	縮尺	
共通事項	1	届出書	地区計画区域内行為届出書（別記様式第11の2）	
	2	委任状	届出者の印が入ったもの（代理人が申請する場合）	
	3	位置図	方位、申請区域（赤枠表示）、道路及び目標となる建物等（駅、公共建物、河川等）がわかるもの	1/1000以上
	4	行為区域の求積図		1/1000以上

(1) 土地の区画形質の変更を行う場合

共通事項に加えて、次に掲げる図書を添えてください。

	項目	備考	縮尺
1	切土及び盛土の区域を表示した平面図		1/1000以上
2	土地の縦横断面図	施行前と施行後の状況を明示したもの	1/600以上
3	公図の写し	地目を明示したもの	
4	設計図		1/100以上

(2) 建築物の建築又は(3) 工作物の建設を行う場合

共通事項に加えて、次に掲げる図書を添えてください。

	項目	備考	縮尺
1	配 置 図		1/100 以上
2	各 階 平 面 図 (建 築 物 に 限 る)		1/50 以上
3	2 面 以 上 の 立 面 図		1/50 以上
4	断 面 図		1/50 以上
5	構 造 図 及 び 詳 細 図		1/200 以上

(4) 建築物の意匠等の変更

共通事項に加えて、次に掲げる図書を添えてください。

	項目	備考	縮尺
1	配 置 図		1/100 以上
2	2 面 以 上 の 立 面 図	屋根・外壁の色彩がわかるもの(マンセル値表記など)	1/50 以上

(5) 木竹の伐採を行う場合

共通事項に加えて、次に掲げる図書を添えてください。

	項目	備考	縮尺
1	行為区域を表示する図 及び現況植生を表示した図		1/1000 以上
2	行為の施工方法を 明らかにする図		1/100 以上

3 その他

届出の内容が地区整備計画に適合しない場合には、設計の変更の指導や是正の勧告を行うことがあります。

お問合せ及び申請先：

〒238-8550 横須賀市小川町11番地

横須賀市 都市部 都市計画課 TEL：046(822)8355

<e-mail> cip-pc@city.yokosuka.kanagawa.jp

<届出書ダウンロード> <http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/4805/shoshiki/4805.html>